

第3章 基本的な考え方

1 基本理念

子どもたちは社会の希望であり、未来の力です。

それゆえに、次代を担う子どもたちが個性豊かに、ひとしく健やかに育つことができるよう、子ども・若者の生きる権利を尊重しつつ、子ども・若者、子育て当事者を社会全体で支え、応援していかなくてはなりません。

そのため、引き続き、子ども・若者の一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として尊重され、ひとしく健康に育つことができる環境となるよう、子ども・若者施策を推進していきます。

また、保護者が子育ての第一義的責任をもちながら、社会のすべての構成員が子育て支援の重要性に関心と理解を深め、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。そのため、引き続き、すべての子どもが健やかに成長できるよう、良質かつ適切な子育て支援サービスを提供するとともに、子育てを楽しいと感じられるような環境となるよう、子育て施策を推進していきます。

私たちは、誰もがみな、子ども・若者である時代を経て大人へと成長していきます。これまで様々な立場から子ども・若者、子育て当事者への支援に関わってこられた方々の想いを育み、様々な主体による取組をさらに充実させ、次代につなげていくことが、持続可能なまちづくりにつながります。

したがって、この計画においても、これまでの「富山市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を基本的に継承しながら、国、県と連携して「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

☆☆☆ 基本理念 ☆☆☆

すべての子ども・若者の生きる権利と豊かな育ちが尊重される環境づくり
子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境づくり

2 基本目標

基本理念の「すべての子ども・若者の生きる権利と豊かな育ちが尊重される環境づくり」及び「子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境づくり」に向け、第2章の現状と課題を踏まえ、次の6つの基本目標を掲げ、子ども・若者施策及び子育て施策を展開していきます。なお、具体的な施策の展開については、第4章に示します。

基本目標Ⅰ 「こどもまんなか社会」の実現

子ども・若者が、自立した個人として、ひとしく健やかに成長することができ、その権利の擁護が図られ、身体的、精神的、社会的に将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもや若者にとって何が最も良いことかという視点を持ちながら各種施策に取り組むとともに、「こどもまんなか」について普及啓発に取り組み、社会全体で子ども・若者、子育てを支え、応援する気運の醸成を図ります。

➤ 施策の方向

- 1 社会全体で子どもや子育てを支え応援する気運の醸成

☒ 成果目標

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
企業・団体等が行う子どもや子育てにやさしい取組の市への報告件数	9件	50件 (5年間の累計)

基本目標Ⅱ 子ども・若者が権利の主体であることの共有

子ども・若者の生きる権利が尊重される環境づくりに向け、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）の精神にのっとり、子ども・若者が自立した個人として、性別等にかかわらず、ひとしく尊重され、その権利の擁護が図られるよう、広く市民への啓発を行うとともに、子ども・若者の意見表明の機会の確保などに取り組みます。

➤ **施策の方向**

- 1 子ども・若者の権利についての理解啓発
- 2 子ども・若者の意見表明の機会確保
- 3 子ども・若者の権利侵害の防止
- 4 ジェンダー平等の推進

 **成果目標**

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
出前講座や広報等による子ども・若者の権利に関する啓発活動の実施回数	—	50回以上 (5年間の累計)
直接会って意見を聴いた子ども・若者の延べ人数	755人 (別に5,720人※1)	3,500人以上 (5年間の累計)

※1 「富山市子どもの生活実態調査」において実施（5年毎に実施）

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの豊かな育ちが尊重される環境づくりに向け、妊産婦や乳幼児の健康を守る母子保健や学童期・思春期から成人期に向けた保健・医療対策の充実のほか、学校教育の充実や不登校の子どもへの支援、いじめ、不適切な指導などの防止対策、子どもに対する相談体制の充実、子どもや子育て家庭が安心して遊びや体験ができる環境の整備などに取り組みます。

➤ 施策の方向

- 1 母子保健サービスの充実
- 2 食育の推進
- 3 小児医療の充実
- 4 学校教育の充実
- 5 子どもの遊びや体験のための環境の整備
- 6 安全でやさしい「こどもまんなか」まちづくり
- 7 心とからだの健康づくり
- 8 子どもに対する相談体制の充実
- 9 不登校の子どもへの支援
- 10 いじめや不適切な指導の防止

📊 成果目標

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
妊娠・出産における保健師や助産師等からの指導・ケアについて満足している者の割合 ※2	91.8%	100%
将来の夢や目標をもつ中学生の割合 ※3	62.4%	
ホッとできる居場所がないと回答した子どもの割合 ※4	小学生：3.9% 中学生：4.5%	
児童生徒1,000人あたりの不登校児童生徒数 ※5	小学生：25.3人 中学生：65.6人	
いじめの解消率 ※5	小中学生：75.0%	

※2 出典「健やか親子21調査」（こども家庭庁）

※3 出典「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

※4 出典「富山市子どもの生活実態調査」

※5 出典「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）

基本目標Ⅳ 若者が自分らしく社会生活を送るための環境づくり

若者が、自立した個人として、家庭の経済状況等にかかわらず、自ら希望する進路を選択し、進学や就職、転職、起業等が実現し、継続できるよう支援するとともに、就職や転職等を契機に富山市で暮らしたいと若者に思ってもらえるよう取り組みます。また、ニートやひきこもりの状態にあたり、進学や就職、人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に寄り添う相談体制の充実に取り組みます。

➤ **施策の方向**

- 1 高等教育の修学支援
- 2 就業支援と生活支援
- 3 若者やその家族に対する相談体制の充実

 **成果目標**

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
大学と連携した UIJ ターン就職意識醸成事業の実施回数 ※6	3回	25回 (5年間の累計)
「これからも富山市に住み続けたい」と思う若者(29歳以下)の割合 ※7	68.7%	

※6 UIJ ターン就職意識醸成事業は、県内及び県外に在住する大学生を対象に、本市や市内企業に対する認知度を高め、UIJ ターン就職意識の醸成を図ることで、将来的な市内企業の人材確保につなげるための事業

※7 出典「富山市民意識調査」(令和5年度)

基本目標V 子育て家庭への支援

子育てに喜びや生きがいを感じるような環境づくりに向け、すべての子どもとその家族が、多様で総合的な保育サービス等を受けられるよう、保育サービス等の量の確保に努めるとともに、サービスの質の向上を図ります。また、子育て当事者に対する相談体制の充実と子育て情報の発信などに取り組みます。

➤ 施策の方向

- 1 保育サービス等の充実
- 2 家庭や地域における子育て環境の充実
- 3 子育て当事者に対する相談体制の充実
- 4 子育て情報の発信
- 5 雇用環境の整備

📊 成果目標

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
保育の待機児童数 ※8	0人	0人
学童保育の待機児童数 ※9	36人	0人
子育てについて「楽しいと感じることの方が多し」と思う保護者の割合 ※10	就学前児童：63.0% 小学生：60.8%	
富山市「育さぼとやま」アクセス件数 ※11	35,148件 (令和5年)	40,000件以上 (令和11年)
主な保育者について「父母ともに」と回答した世帯の割合 ※10	就学前児童：63.6% 小学生：59.2%	

※8 出典「保育所等利用待機児童数調査」（こども家庭庁）

※9 出典「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」（こども家庭庁）

※10 出典「富山市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査」

※11 「育さぼとやま」は富山市の子育て支援ウェブサイト

基本目標Ⅵ 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援

要保護児童やヤングケアラーなどへの支援に取り組むとともに、児童虐待の防止と子どもの貧困の解消に努めます。

また、育児等への困難さを抱えるひとり親家庭、障害がある子や医療的ケア児とその家族など、多様な家庭に対する支援に取り組みます。

➤ **施策の方向**

- 1 要保護児童等への支援と児童虐待への対応
- 2 ひとり親家庭等への支援
- 3 障害のある児童や医療的ケア児等への支援
- 4 ヤングケアラーへの支援
- 5 子育てに対する経済的支援
- 6 子どもの貧困解消対策

 **成果目標**

評価指標	基準値 令和5年度	目標値 令和11年度
認定こども園等における医療的ケア児の利用人数	6人	30人以上 (5年間の累計)
全世帯における「もっとも収入の水準が低い世帯」の割合 ※12	小学生：7.2% 中学生：8.2%	
ひとり親家庭における「もっとも収入の水準が低い世帯」の割合 ※12	小学生：40.4% 中学生：38.4%	
過去1年間で食料が買えなかった経験があったと回答した保護者の割合 ※12	小学生：11.0% 中学生：12.4%	

※12 出典「富山市子どもの生活実態調査」

「もっとも収入の水準が低い世帯」は「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」の世帯

図表3-1 子ども・若者施策と子育て施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
子育てに喜びや生きがいを感じる生活を社会全体が応援する環境づくり すべての子ども・若者の生きる権利と豊かな育ちが尊重される環境づくり	I 「こどもまんなか社会」の実現	1 社会全体で子どもや子育てを支え応援する気運の醸成
	II 子ども・若者が権利の主体であることの共有	1 子ども・若者の権利についての理解啓発 2 子ども・若者の意見表明の機会確保 3 子ども・若者の権利侵害の防止 4 ジェンダー平等の推進
	III 子どもが健やかに育つ環境づくり	1 母子保健サービスの充実 2 食育の推進 3 小児医療の充実 4 学校教育の充実 5 子どもの遊びや体験のための環境の整備 6 安全でやさしい「こどもまんなか」まちづくり 7 心とからだの健康づくり 8 子どもに対する相談体制の充実 9 不登校の子どもへの支援 10 いじめや不適切な指導の防止
	IV 若者が自分らしく社会生活を送るための環境づくり	1 高等教育の修学支援 2 就業支援と生活支援 3 若者やその家族に対する相談体制の充実
	V 子育て家庭への支援	1 保育サービス等の充実 2 家庭や地域における子育て環境の充実 3 子育て当事者に対する相談体制の充実 4 子育て情報の発信 5 雇用環境の整備
	VI 社会的養護が必要な子どもや援助を要する家庭への支援	1 要保護児童等への支援と児童虐待への対応 2 ひとり親家庭等への支援 3 障害のある児童や医療的ケア児等への支援 4 ヤングケアラーへの支援 5 子育てに対する経済的支援 6 子どもの貧困解消対策